

令和8年度産福連携プロジェクト運営等委託業務仕様書

1 業務名 令和8年度産福連携プロジェクト運営等委託業務

2 事業目的

産業分野と福祉分野を結ぶ「産福連携」により、産業分野における障がい者等の活躍の場を広げることで、誰もが働きやすい環境をつくり、企業価値・業績向上を図り、魅力的な企業を増やし県内経済の好循環につなげていく。

3 契約期間

契約締結の時～令和9年3月31日（水）

4 業務内容

(1) 業務実施体制の構築・管理

産福連携プロジェクト事業（事業イメージ別紙参照）を実施するため、以下の人員を配置すること。また、県内企業・団体等含めた全ての関係者と円滑かつ迅速に調整を行い、確実に進捗管理ができるよう実施体制を構築すること。

ア 事業統括責任者 1名

イ 以下(ア)～(エ)を行うコーディネーター 2名

(ア) 企業訪問、企業のニーズの掘り起こし

(イ) 業務の切り出し、発注単価設定等支援

(ウ) 障害福祉サービス事業所訪問、事業所の特徴や受注可能な業務等の情報収集

(エ) 企業と障害福祉サービス事業所のマッチング支援

目標マッチング件数：10件

※コーディネーターは以下の条件を満たす者を配置し、それぞれが協力しながら業務に取り組む体制を構築すること。

コーディネーターの条件

○県内産業・企業とのネットワークを持ち、産業分野に対する知見がある人材 1名

○県内福祉事業所とネットワークを持ち、福祉分野に対する知見がある人材 1名

勤務条件：12日/月 程度

(2) セミナー等の開催

本事業及び産福連携について理解促進を図るためセミナー等を開催すること。

ア 企画・運営

・効果的に理解促進を図るためのセミナー等を企画し、運営すること。

・セミナーには、テーマに沿った講師を各回1名招聘すること。

回数：2回

テーマ（例）：

- 主に企業側からの目線で、産福連携におけるメリットや課題の共有
 - 福祉分野との連携に向けた理解促進、県内外の産福連携好事例の紹介 等
- イ 事業報告会の企画・運営
- ・本事業の成果を県内で発信するための事業報告会を企画し、運営すること
- 回数：1回

(3) 広報・情報発信

本事業及び産福連携について理解促進及び周知を図るため、以下を含む広報を企画し、実施すること。

ア 本事業周知用チラシ

- ・本事業を県内企業、福祉事業所等に周知するためのチラシを制作すること
- 納品：A4 カラー両面@1500枚 及び PDF データ

イ セミナー及び事業報告会チラシ

- ・イベント開催ごとにチラシを制作すること
- 納品：A4 カラー両面@1500枚/回 及び PDF データ

ウ 活動報告書

- ・本事業の活動や事例をまとめた情報発信用のパンフレットを制作すること
- 納品：A4 カラー 6面三つ折り 500部

5 提案事項

- (1) 業務実施体制
- (2) セミナー等開催
- (3) 広報・情報発信
- (4) 事業スケジュール

6 成果物

- (1) 本業務の実績報告を記載した業務完了報告書
- (2) チラシ及びパンフレット (PDF データ含む)

7 支払い方法

完了払 ※但し、必要に応じて前金払いも可能

8 留意事項

- ・本事業において、第三者(県及び受託業者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、受託者において著作権処理等を行うこと。
- ・受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む)は委託者に帰属するものとする。委託者はこれらの制作物(写真、イラスト、ロゴ、データ等)を無償で自由に二次利用できるものとする

に、制作者は委託者に対して著作権人格権を行使しないものとするを原則とする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

- ・本事業の全部を第三者に再委託することは認めない。なお、本事業の一部については、あらかじめ県に対して再委託する業務の内容、再委託先を申請し、協議の結果委託者が認めた時は第三者への再委託を可能とする。なお、第三者に再委託する場合には、その最終的な責任は受託者が負うこと。

- ・個人情報の重要性を認識するとともに、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないよう万全の注意を払わなければならない。個人情報を取り扱うに当たっては、佐賀県個人情報保護条例等を遵守すること。